

## 「秋田市ふるさと通信」制作発送業務委託仕様書

### 1 目的

ふるさと納税の情報や、本市の現状および魅力を秋田市外、秋田県外の方に情報発信する「秋田市ふるさと通信」を制作するとともに、過去のふるさと納税寄附者に送付することにより、継続的なつながりの確保を図る。

### 2 委託業務名

「秋田市ふるさと通信」制作発送業務

### 3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年11月25日(月)まで

### 4 業務に必要なデータの提供

- (1) 委託者は、本業務に必要な範囲内において資料およびデータ（以下「資料等」という。）を提供するものとする。
- (2) 受託者は、(1)により提供を受けた資料等を本業務の遂行においてのみ使用し、業務完了後は速やかに返却又は削除するものとする。また、当該資料等については、常に善良な管理を行うとともに、委託者の許可なく公表・使用又は第三者に貸与してはならない。

### 5 業務内容等

#### (1) 「秋田市ふるさと通信」制作業務

##### ア 作業の概要

- (ア) 「秋田市ふるさと通信」の制作。制作には、取材、撮影、原稿作成、レイアウト、デザイン、編集、校正、製本、納品、工程管理など、「秋田市ふるさと通信」の制作に必要な全ての作業を含むものとする。
- (イ) 受託者は、委託者が指定する市内の事業者や生産者、祭り、公共施設などに取材し得られる情報および提供する資料等をもとに、「秋田市ふるさと通信」を制作するものとする。
- (ウ) 制作にあたっては、委託者と受託者で十分な意見交換、調整を図ること。
- (エ) 受託者は、委託者が必要とした時に、遅滞なく打ち合わせ等に応じること。

##### イ 規格、数量

仕上A4（8ページ）、両面フルカラー、ニューVマット110k、中綴じ、15,000部

## ウ 掲載内容

(ア) 秋田市ふるさと納税に関わる事業者や生産者、祭り、工芸品、食、自然、秋田市の取組やまちづくりなど、本市の魅力や現況が伝わるもの（取材・撮影）

(イ) 秋田市ふるさと納税の使いみち、人気商品など（委託者から資料等提供）

※参考資料 「秋田市ふるさと通信」 vol.4 2023.11

## (2) 発送業務

### ア 封筒作成

(ア) 規格 角2、ホワイト、100g、テープ付、片面1色刷り

(イ) 部数 13,000部

(ウ) 校正は2回とし、作業にあたっては、人口減少・移住定住対策課で作成サンプルをもって直接打ち合わせできることとする。

### イ 案内文印刷

(ア) 対象：前年度寄附者

a 規格 A4、上質紙、70kg、両面1色刷

b 件数 13,000件

(イ) 校正は2回とし、作業にあたっては、人口減少・移住定住対策課で作成サンプルをもって直接打ち合わせできることとする。

### ウ 宛名ラベル印刷・貼付、封入・封緘

対象：前年度寄附者

受託者は、委託者が提供する宛名データをもとに送付用封筒を作成する。

その封筒にイの(ア)の案内文、「秋田市ふるさと通信」の2点を封入封緘する。

### エ 発送

(ア) 件数 13,000件

(イ) 受託者は、封入封緘した資料を運送業者に引き渡し発送する。なお、受託者は、発送までの間、当該資料を保管すること。

(ウ) 受託者は、令和6年11月25日までに発送するものとし、委託者は発送時の点検作業に立ち会うものとする。

なお、やむを得ない事情により、当該期限までに封入封緘作業を終了することができなかつたときは、受託者は委託者の指示に従い、その後の対応に誠意をもって当たらなければならない。

## 6 未発送制作物の納品

(1) 「秋田市ふるさと通信」 2,000部

- (2) 「秋田市ふるさと通信」PDFデータ CD-RまたはDVD-Rで納品
- (3) 納品日：5(1)における制作業務終了次第
- (4) 納品場所：秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課  
(秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所4階)

## 7 検査

- (1) 受託者は、本業務が完了したときは、業務委託完了届書を提出し、本市の検査を受けなければならない。
- (2) 業務の完了後、受託者の責任による誤りや損害があった場合は、すみやかにこれを補償しなければならない。

## 8 契約に関する条件等

### (1) 契約金額

本業務の契約金額については、本業務に関わる一切の経費を含むものとする。

### (2) 人員配置

受託者は委託者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を行うこと。

### (3) 再委託等について

ア 受託者は、原則、本業務の全てまたは大部分を第三者に再委託してはならない。

イ 受託者が本業務の一部を第三者に再委託する場合には、再委託先の概要や責任者、再委託する内容等について、事前に委託者に書面で提出し、承認を得ること。

### (4) 著作権

本業務により制作された成果物の著作権は全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者の承諾なしに本業務により制作した成果物および資料等を他に流用することはできない。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者への開示、漏洩について管理者の注意をもって、その情報を管理することとし、契約終了後も同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報には細心の注意を払い、いかなる場合もこれを他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護に関し、別記「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

(7) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を履行するうえで関係法令等を遵守すること。

9 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して決定し、又はその解決を図るものとする。

10 連絡先

秋田市企画財政部人口減少・移住定住対策課 ふるさと納税推進担当

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

電話 018-888-5487

FAX 018-888-5488

Email [furusato-akita@city.akita.lg.jp](mailto:furusato-akita@city.akita.lg.jp)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務

を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

（再委託する場合の書面の提出）

第11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（再委託する場合の監督等）

第12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還）

第13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（事故発生時における報告）

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（個人情報の取扱状況の報告）

第15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

（実地調査）

第16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

（指示）

第17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（契約解除）

第18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

（損害賠償）

第19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

（注）「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。